

日本銀行參與會法案

第一條 日本銀行ニ日本銀行參與會ヲ置キ日本銀行ノ重要ナル業務ニ關シ日本銀行總裁ノ諮問ニ應ゼシム

第二條 日本銀行參與會ハ會長及日本銀行參與五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 會長ハ日本銀行總裁ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 日本銀行參與ハ金融業者ハ產業ニ從事シ又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ大藏大臣之ヲ命ジ其ノ任期ヲ三年トス

日本銀行參與ハ無給トス

第五條 日本銀行總裁ハ少クトモ毎月一回日本銀行參與會ヲ招集スベシ

第六條 日本銀行參與會ハ日本銀行ノ業務ニ關シ日本銀行總裁ニ意見ヲ

述ブルコトヲ得

日本銀行參與ハ必要ト認ムルトキハ日本銀行參與二人以上ノ同意ヲ得
テ日本銀行參與會ノ招集ヲ會長ニ請求スルコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

大藏省

(6.9 富井納)

本銀行ノ行務ノ運用ヲシテ一層時宜ニ適ハシメ且同行ト財界トノ聯繫

ヲ緊密ナラシムル爲日本銀行ニ日本銀行參與會ヲ設置スルノ要アリ是レ

本案ヲ提出スル所以ナリ

日本銀行參與會法案理由書

日本銀行ノ行務ノ運用ヲシテ一層時宜ニ適ハシメ且同行ト財界トノ聯繫
ヲ緊密ナラシムル爲日本銀行ニ日本銀行參與會ヲ設置スルノ要アリ是レ
本案ヲ提出スル所以ナリ

日本銀行法
第一章
第一条
日本銀行は、日本銀行法に基き、日本銀行の重要ナル業務ニ關シ、日本銀行總裁ノ諮問ニ應ジシム

(明治廿九年)

日本銀行參與會議事方關本ル法案

第一条 日本銀行ニ日本銀行參與會ヲ置キ日本銀行ノ重要ナル業務ニ關シ日本銀行總裁ノ諮問ニ應ジシム

第二条 日本銀行參與會ハ會長^十員及日本銀行參與五^人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

組織ス

第三条 會長ハ日本銀行總裁^{ヲ以テ之ニ充ツ}トシ、

第四条 日本銀行參與ハ金融業若ハ産業ニ從事シ又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ大蔵大臣之ヲ命ジ其ノ任期ヲ三年トス

日本銀行參與ハ無給トス

第五条 日本銀行總裁ハ少クテモ毎月一回日本銀行參與會ヲ召集スベシ

第六条 日本銀行參與會ハ日本銀行ノ業務ニ關シ日本銀行總裁ニ意見ヲ

(6.9 富井納)

大藏省

日本銀行ノ行務ノ運用ヲシテ一層時宜ニ適ハシメ且同行ト財界トノ聯繫ヲ緊密ナラシムル爲日本銀行ニ日本銀行參與會ヲ設置スルノ要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

日本銀行参与會法案
理由書

日本銀行ノ行務ノ運用ヲシテ一層時宜ニ適ハシメ且同行ト財界トノ聯繫ヲ緊密ナラシムル爲日本銀行ニ日本銀行參與會ヲ設置スルノ要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

大藏省